

公益社団法人上越観光コンベンション協会 事業共催及び後援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人上越観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が他の団体と共催する事業及び他の団体が行う事業の後援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「共催」とは、協会が他の団体と共同して事業の推進にあたることをいう。

2 この要綱において「後援」とは、他の団体が事業を主催する際に、協会がその趣旨に賛同し、当該事業の実施にあたり支援することをいう。

(対象事業)

第3条 共催又は後援の対象となる事業は、事業の目的及び内容が、協会定款第3条の目的に合致した事業で、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 公益性を有し、公開されるもの
- (2) 営利を目的としないもの
- (3) 宗教上の組織もしくは団体が行う行事または政治のための活動でないもの
- (4) 暴力団、暴力団員もしくはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者の活動と認められる事業でないもの
- (5) 規模又は対象が、特定地域又は特定人に限定されることがなく、広範囲にわたるもの
- (6) 公序良俗に反しないもの又は反する恐れのないもの
- (7) 協会の施策に反しないもの

(対象者)

第4条 共催又は後援を受けることができる団体は、前条の対象事業を実施しようとする、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 市内で活動する法人及び団体（政治活動又は宗教活動を目的とする法人及び団体を除く。）
- (3) 新聞、テレビ等の報道機関
- (4) その他会長が適当と認める団体

(共催又は後援の申請)

第5条 共催又は後援を受けようとする団体は、共催・後援申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業開催日の概ね30日前までに会長に提出しなければならない。ただし、申請書は第1号様式の内容を記載した任意の文書により代えることができる。

- (1) 対象事業の概要がわかる企画書・事業計画書等
- (2) 料金を徴収する事業の場合は収支予算書
- (3) その他会長が必要と認める書類

(共催又は後援の承認)

第6条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の可否を決定したときは、共催・後援承認・不承認通知書(第2号様式)により通知するものとする。ただし、通知書は第2号様式の内容を記載した任意の文書により代えることができる。

2 会長は、前項の承認を通知するとき、必要に応じて条件を付すことができる。

(変更等の届出)

第7条 前条の規定により共催又は後援の承認を得た団体(以下「事業者」という。)は、当該承認を得た事業(以下「承認事業」という。)の内容等を変更しようとするとき又は承認事業を中止しようとするときは、共催・後援事業変更届(第3号様式)により、速やかに会長に届け出なければならない。ただし、変更届は第3号様式の内容を記載した任意の文書により代えることができる。

(変更等の承認)

第8条 会長は、前条の届があったときは、これを審査し、承認の可否を決定したときは、共催・後援事業変更承認・不承認通知書(第4号様式)により通知するものとする。ただし、通知書は第4号様式の内容を記載した任意の文書により代えることができる。

(承認事業の報告)

第9条 事業者は、承認事業が完了したときは、実施日から概ね30日以内に共催・後援事業報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて承認事業の結果を会長に報告しなければならない。ただし、報告書は第5号様式の内容を記載した任意の文書により代えることができる。

- (1) 事業の結果(成果)や様子がわかる書類及び写真(様式は任意)
- (2) 料金を徴収した事業の場合は収支決算書
- (3) その他、会長が必要と認める書類

(共催又は後援の承認の取り消し)

第10条 会長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条又は第8条の承認を取り消すものとする。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が生じたとき
- (2) 第3条及び第4条に規定する要件を具備しなくなったとき
- (3) 不適當な行為があると認めるとき

2 承認を取り消された事業者は、交付を受けた承認通知書又は変更承認通知書を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。